

令和6年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年6月11日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時50分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	欠席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	欠席
議事録署名委員	4番	黒木 美由紀		5番	井田 厚美	
	出席吏員 農業委員会事務局長 亀尾 憲司 農業委員会事務員 田邊 操枝 産業課主幹 前田 智恵子 産業課主幹 谷本 麻衣子					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
第3号	条件付き許可案件に対する許可について
報告事項	(1) 農地の復元状況の報告について (2) 使用貸借の合意解約について
その他	(1) 令和6年度第12回南部町農業委員会総会日程 (2) 研修会の日程について

	<p>譲渡人： 譲受人：</p> <p>申請地は、宅地、公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未滿のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p>
議長	議案第1号につきまして、井田委員より現地調査報告をお願いします。
井田委員	<p>本日、午前9時より、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、足井委員、岡田委員、私、亀尾局長、産業課の谷本さんの8名で現地調査を行いました。</p> <p>場所は の向かい側になります。現在は と住民の方々がサツマイモを植えておられます。秋の収穫祭が終わってから抜いて施行されるそうです。現地調査資料の2ページをご覧ください。申請地の隣の は さんの農作業用倉庫と畑があります。 は申請者である さんのご自宅です。3ページの土地利用計画図をご覧ください。資材置場として利用されます。図面では赤枠で示されていますが、真砂土と碎石を10m四方と10m×8m四方の枠組みに置かれるそうです。4ページの断面図をご覧ください。左側が さんの畑になります。ここにはブロックが積んであります。農道側は4cm位のり面で、農道側より進入路とされて、農道が壊れないように補強されるそうです。5ページを見て頂きますと、町道はコンクリートで境界になっています。排水計画は3ページを見て下さい。矢印の方向に既存の排水口があります。そこに向けて流れるようになりますが、申請地は舗装をせず自然浸透にされるそうです。申請妥当と判断しました。報告を終わります。</p>
議長	質疑を受けます。
井上委員	断面図を見ますと、真砂土を敷かれるようになっています。畑が下にあって道路と同じ高さにされると言う事ですか。
局長	その通りです。現況から15cm土を盛られて同じ高さにされると聞いております。
井上委員	分かりました。
庄倉委員	現地報告で、枠組みをして真砂土と碎石を積まれると言う事でしたが、図面では真砂土と碎石を2m積むようになっていますが、2mの高さの囲いを作られるのですか。
局長	囲いをするなどの細工はなくて2mの野積になります。
庄倉委員	枠などは作られないと言う事ですね。
議長	補足説明を市川職務代理よりお願いします。
市川職務代理	3ページの図面では赤い線で囲ってあります。現地には10m×10m角、10m×8m角にテープが貼ってありまして、真砂土と碎石を置く場所が確認できました。4ページの断面図のように、台形になるように積んで置かれるという意味です。
庄倉委員	分かりました。
黒木委員	風などの影響で、隣に砂などが飛ぶなどの問題は考えなくても良いですか。
局長	1ページの地図を見て頂きますと、北側は農道で、民家はかなり離れているので影響なく、西側は さんの敷地内になります。南側に農地がありますが、高さはありませんがブロックが積んでありますので流出等の心配はありません。東側は5mほどの町道です。 内ですので立地的にそれほど強い風が吹

		く場所ではないと見込んでおります。
	黒木委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号 農用地利用 集積等促進 計画案の決 定について	議長	議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書2～4頁）】 農地番号 1番～2番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 筆 計 3,117㎡
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。 私から質問するのはおかしいですが、現在耕作されている面積が ㎡で今回借りられる面積を足して ㎡ほどです。それだけの面積で労働日数が 日です。白ネギの反収は120万～150万くらいだと思いますが、手間も、とてもかかる作物です。その辺のところ、どのような考えでおられる方ですか。
	前田主幹	現在耕作されている農地の隣地を、今回新規で契約されます。白ネギは連作が出来ないので、作る田んぼと休ませる田んぼを交互に使う考えで今回新規で契約をされています。機械の所有状況でトラクターがありませんが、全面で耕耘が必要な場合は、近隣の法人や、お知り合いの方に依頼されていると聞き取っています。作付けは、なるべく不耕起の栽培方法で行うと伺っています。
	議長	不耕起の栽培で白ネギは出来ないと思います。参考までに、専門家でありませぬ野口委員にお聞きします。
	野口委員	白ネギは、JA等に出荷する場合は白い部分が30cm程度必要なので、だいぶ深く土上げをしなければいけません。不耕起だとJAの出荷は難しいかなと思いますが、もしかしたら、直売所などで規格がゆるい物を販売されるのではないかと思います。
	議長	JAに出すのが1番高いです。私が聞いたかったのは、不耕起で規格内の物が出来るのかと言う事です。不耕起の場合はネギの白い部分が少なくなるので規格外になってしまいます。規格外だと反収も半分以下になってしまいます。事務局は受付をしても、そのような事は分かりません。規格外だと収入も減ることを、皆さんにも周知して、指導なりアドバイスが出来るようにして頂きたいと思います。
	黒木委員	現在の耕作面積が ㎡となっておりますが、白ネギを作っておられるのですか、販売先はどこですか。
	前田主幹	の隣で直売をされています。作られた作物は、基本、そちらで販売されています。
	議長	直売所販売で労働日数が 日では、なかなか白ネギで生活出来る体制ではないように思います。その辺のところも詰めて話をしてあげないといけないと思います。他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案通り議決、

		取らなければいけません。主査と副査が責任を取ると言う事は、二人の上司である藤原課長が責任を取らなくてはいけません。だから、二人の責任を受けて、藤原課長が自分の名前で農業委員会会長に対して顛末書を書かざるを得なかったと言う解釈でお願いしたいと思います。
	田邊委員	分かりました。
	庄倉委員	さんは、ご高齢だけれどもしっかりしておられるという説明がありました。それならば、さんの名前で顛末書を出す事が出来たのではないですか。何故、藤原課長名だったのですか。
	局長	顛末書は、藤原課長と地権者である岡田さんから2通頂いています。 (さんからの顛末書を朗読) 会長宛に5月23日に出されたものです。農地転換届も2月早々に頂いて、現地は担当地区の委員さんに見て頂いています。
	庄倉委員	分かりました。もう1点確認します。試掘調査をされたと思いますが、結果を教えてください。
	局長	1月の総会時点では試掘調査がしてありませんでした。担当課から教育委員会に依頼をされて、4月に入ってから試掘調査をされました。結果を、5月23日に農業委員会へ、何も出てこなかったと報告を頂きました。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『条件付許可案件に対する許可』について、議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地の復元状況の報告について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地の復元状況の報告について』お願いします。
	局長	【『(1) 農地の復元状況の報告について』朗読 (議案書7頁)】 本日、現地を確認し、きれいに復元されていたことをご報告致します。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』報告をお願いします。
	局長	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読 (議案書8頁)】 転用案件が出る予定で、その関係で事前に解約のご報告を頂きました。
	庄倉委員	転用関係が出るかもとのことですが、大体の場所だけ教えてくださいませんか。
	局長	より少し 寄りの の近くになります。
	議長	他にはございませんか。ないようですので、合意解約の報告を終わります。
令和6年度第4回農業委員会総会の日程	議長	令和6年度第4回南部町農業委員会総会は、令和6年7月10日(水)に開催します。
6. その他 研修会の日程について	議長	『研修会の日程について』お願いします。
	局長	【7/3(水) 南部町農業委員会研修会スケジュール朗読 (議案書9頁)】 出欠確認、全員参加。
	議長	農業会議によりますと、農事組合法人おきすは、島根県で一番利益を上げているそうです。参考にして頂きたいと思います。
その他	局長	去年の8月24日に遊休農地パトロール出発式を行いました。今年は内容を

		<p>変えようと計画を練り直しているところです。詳しい内容は次の総会でお話ししますが、日程は8月21日水曜日を予定していますので、その日は終日空けておいて下さい。</p>
	市川職務代理	<p>集まって式典なんかはしないで、簡素にするという恰好ですか。</p>
	局長	<p>イメージは、色々な方に集まって頂いて式典をするというのではなく、皆さんの活動の幅を広げるために、町内の遊休農地を見て回りたいと考えています。</p>
閉会	議長	<p>これにて令和6年度第3回南部町農業委員会総会を閉会致します。</p>